

『東大和市交通安全計画(案)』（令和3年度～令和7年度）

に対するパブリックコメントを実施します。

東大和市では、『東大和市交通安全計画』（令和3年度～令和7年度）の策定を進めています。このたび、『東大和市交通安全計画(案)』（令和3年度～令和7年度）を取りまとめましたので、お知らせするとともに、皆さんから広く意見をいただくため、パブリックコメントを実施します。

1 東大和市交通安全計画策定の目的

東大和市交通安全計画は、交通安全対策基本法第26条に基づき、市内における交通事故などの交通災害から市民の生命身体を守り、安全で安心な生活環境を確保することを目的に交通安全対策の総合的な推進を図るために策定します。

2 『東大和市交通安全計画策定(案)』（令和3年度～令和7年度）の内容

(1) 総論

- ア 計画の考え方
- イ 交通事故等の状況

(2) 推進施策

ア 重点施策

- ① 高齢者及び子どもの交通安全の確保
- ② 自転車の安全利用の推進
- ③ 二輪車の安全対策の推進
- ④ 飲酒運転の根絶

イ 分野別施策

- ① 道路交通環境の整備
- ② 交通安全意識の啓発
- ③ 道路交通秩序の維持
- ④ 救急・救助体制の整備
- ⑤ 被害者の支援
- ⑥ 災害に強い交通施設等の整備と災害時の交通安全の確保

(3) 交通安全対策を推進するための体制

3 『東大和市交通安全計画策定(案)』（令和3年度～令和7年度）に対する基本的な考え方

(1) 計画策定の主旨

東大和市内における過去5年間の交通事故発生件数の推移をみると、発生件数・負傷者数とも減少傾向であったところ、平成31年から増加に転じており、これまで以上に人命尊重の理念のもと、従来の施策を踏まえつつ、総合的な交通安全対策を強力かつ計画的に推進していかなければならない。

東大和市交通安全計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、

市内における交通事故などの交通災害から市民の生命身体を守り、安全で安心な生活環境を確保することを目的に、交通安全対策の総合的な推進を図るために策定するものである。

なお、本計画は、第11次東京都交通安全計画との整合性を図りながら作成し、推進していくものである。

(2) 計画の目標

人命尊重の理念のもとに、交通事故による死傷者をゼロに近づけ、究極的には交通事故のない安全で安心な都市を実現するため、本計画に定める諸施策を総合的かつ効果的に実施し、交通災害の防止を図る。

また、上記の目的達成のため、下記の4点を重点課題として掲げ、交通事故の発生と死傷者数を最大限抑制することを目標とする。

ア 「高齢者及び子どもの交通安全の確保」

今後ますます増加する高齢者と次代を担う子どもに対する交通安全対策を推進する。

イ 「自転車の安全利用の推進」

交通事故全体に対する、都内での自転車関与率は令和2年が40.6%となっており、全国の自転車関与率21.9%と比較して高い。

ウ 「二輪車の安全対策の推進」

交通事故死者の構成比が高く、令和2年は都内の交通事故死者の約26%が、二輪車乗車中であった。

エ 「飲酒運転の根絶」

重大事故に直結する極めて悪質、危険な犯罪である。

4 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 当該施策に利害関係があると認められる個人
- (7) 当該施策に利害関係があると認められる法人等

5 意見の提出期間

令和3年11月1日（月）から11月30日（火）まで（必着）

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントとしての意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

6 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公式ホームページ
- (2) 文書閲覧 都市建設部土木課（東大和市役所2階4番窓口）

7 意見の提出先、方法及び提出様式等

(1) 提出先

都市建設部土木課

(2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・ 書面の持参 都市建設部土木課（東大和市役所 2 階 4 番窓口）
- ・ 郵送 〒207-8585 東大和市中心3-930 東大和市都市建設部土木課宛て
- ・ FAX 042-563-5930
- ・ 電子メール doboku@city.higashiyamato.lg.jp

(3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

ア 市内在住の個人 住所及び氏名

イ 市内に事業所等を有する個人 事業所等の名称、所在地及び氏名

ウ 市内に事業所等を有する法人等 事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名

エ 市内在勤の個人 勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名

オ 市内在学の個人 在学する学校の名称、所在地及び氏名

カ 当該施策に利害関係があると認められる個人 利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名

キ 当該施策に利害関係があると認められる法人等 利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者氏名

8 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、令和3年12月末までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

9 注意事項

- ・ 電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。
- ・ 意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。